

投票立会人募集要項

桑名市では現在、選挙期間中（期日前投票・当日投票）の各投票所において、公職選挙法に基づき2人の投票立会人を選任しています。また、令和元年5月8日に公職選挙法改正案が成立し、投票立会人の選任要件が「選挙権を有する者」に緩和されました。

従来は地元自治会の関係者等に依頼をして任命させていただいておりましたが、1人でも多くの有権者の皆さまに、投票所における選挙事務従事を通して公平・公正な選挙の重要性をより身近で感じていただきたいと思いますと考え、投票立会人の公募を行います。

1：募集する投票立会人の主な業務内容

- ・投票手続き全般について立ち会い、投票管理者に協力すること
- ・必要に応じて、投票管理者に意見を述べること
- ・投票録に署名すること
- ・投票立会人2人のうち1人は、投票箱の鍵のうち1つを保管し、投票終了後、投票箱等の開票所への送致に立ち会うこと（送致立会人）

※基本的に着席での業務になります。

2：応募資格

選挙権を有する者

※当該選挙の選挙権がなくても、選挙権自体を有していれば応募できます。

よって、市外の方でも選挙権があれば応募可能です。

3：応募方法

「投票立会人登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、持参または郵送、電子メールでご提出ください。「投票立会人登録申請書」は桑名市役所総務課窓口及び桑名市役所ホームページからダウンロードできます。

4：募集・登録期間

随時、登録の申請受付を行っていますが、選挙期日が近い場合は、直近選挙は対象にならないことがあります。

（登録後に、住所等の登録内容の変更や登録の抹消を希望される場合は、選挙管理委員会までご連絡ください）

5：従事する投票所

桑名市内の投票所（期日前投票所：3か所、当日投票所：37か所）のいずれか。

6：投票における従事時間と報酬

従事職務	投票種別	従事時間	報酬
投票立会人	期日前投票 8：30～20：00 ※場所により異 なります	8：00～20：00（1日）	9,600円
		6時間未満の従事	4,800円
	当日投票 7：00～20：00	6：30～20：30（1日）	10,900円

※報酬は「桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく額です。

※交通費の支給はありません。

※当日投票の20時以降の30分間は、投票所の後片づけのお手伝いをさせていただきます。

※報酬は、既定の源泉徴収所得税を差し引いた額を、お支払いいたします。

※送致立会人は20時の閉鎖後、開票会場のヤマモリ体育館まで職員等とタクシーに同乗し、送致していただきますので、ご帰宅時間が遅くなりますことをご了承ください。

7：選任までの流れ

- ① 「投票立会人登録申請書」の提出。
- ② 市役所にて簡単な面接を実施後、「投票立会人」として登録。
- ③ 選挙従事を依頼する場合は、事前に従事の可否等を確認し、承諾書を提出。
その後、選挙管理委員会で承認され、本人宛に「投票立会人選任通知」を行います。

8：注意事項

- ・登録いただいたすべての方に従事いただく訳ではありませんので、ご了承ください。
- ・投票立会人の承諾書提出後は、正当な理由なく辞職することはできません（公職選挙法38条第5項）。これに違反する場合、または上記1の業務を怠った場合は、20万円以下の罰金に処される可能性がありますのでご注意ください（公職選挙法238条）。
- ・期日前投票及び当日投票の種別、投票所の場所や送致立会人等は、選挙管理委員会で決定させていただきますので、ご了承ください。
- ・選挙従事の依頼時期は、概ね選挙の2か月前を予定しております。ただし、衆議院の解散に基づく衆議院議員総選挙等は突如解散されることから、選挙まで期間がない状況での依頼になることが予想されます。

9：応募及び問い合わせ先

桑名市選挙管理委員会（桑名市役所3階 総務課内）

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地

電話番号：0594-24-1216 FAX：0594-24-1350 E-mail：somum@city.kuwana.lg.jp